



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年9月14日火曜日 第241号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....（漁政課）...1110  
愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（ " ）...1111

## 告 示

自衛官候補生の採用試験の告示の廃止.....（総務管理課）...1112  
自衛官候補生の採用試験.....（ " ）...1112  
知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）...1112  
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....（漁政課）...1113  
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所）...1113  
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1114

## 公 告

テレビ会議システムの借入れ.....（警察本部警務課）...1114

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1115  
政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1115  
政治団体の解散の届出.....（ " ）...1116  
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（ " ）...1116

## 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....（労働委員会事務局）...1116

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第71号

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>様式第2号（第5条関係） 沿岸漁業改善貸付資金受払報告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>代表者氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	省略	代表者氏名	省略	省略	<p>様式第2号（第5条関係） 沿岸漁業改善貸付資金受払報告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>代表者氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	省略	代表者氏名	省略	省略
省略											
省略											
代表者氏名											
省略											
省略											
省略											
省略											
代表者氏名											
省略											
省略											

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第72号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和4年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <div data-bbox="156 987 762 1032" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの _____</p> <p>_____ に対して東日本大震災の後令和3年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <div data-bbox="833 987 1439 1032" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>
<p>（事業実施報告書等）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に、当該団体の構成員の _____ 個人別明細書を添付するものとする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 沿岸漁業改善資金貸付申請書</p> <div data-bbox="156 1346 762 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p>申請者 並びに団体にあつては、 _____</p> <p style="text-align: center;">その代表者の氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div>	<p>（事業実施報告書等）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に、当該団体の構成員の確認印を押印した個人別明細書を添付するものとする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 沿岸漁業改善資金貸付申請書</p> <div data-bbox="833 1346 1439 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p>申請者 並びに団体にあつては、 _____</p> <p style="text-align: center;">その代表者の氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div>
<p>注 省略</p> <p><b>様式第5号</b>（第9条関係） 沿岸漁業改善資金借用証書</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div data-bbox="156 1749 762 2018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p><b>第2条</b> 乙は、貸付対象事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に _____ 個人別明細書を添付しなければならない。</p> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第6号</b>（第11条関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書</p> <div data-bbox="156 2101 762 2143" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<p>注 省略</p> <p><b>様式第5号</b>（第9条関係） 沿岸漁業改善資金借用証書</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div data-bbox="833 1749 1439 2018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p><b>第2条</b> 乙は、貸付対象事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に各人の確認印を押印した個人別明細書を添付しなければならない。</p> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第6号</b>（第11条関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書</p> <div data-bbox="833 2101 1439 2143" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>

氏名又は名称及び住所 借受者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名	—
省略	
省略	

- 注 1 印欄は、記載しないこと。  
 2 領収書の写し及び借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別明細表を添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号（第12条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名	—
省略	
省略	

注 省略

氏名又は名称及び住所 借受者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略	
省略	

- 注 1 印欄は、記載しないこと。  
 2 領収書の写し及び借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の確認印を押印した個人別明細表を添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号（第12条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略	
省略	

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1121号

自衛官候補生の採用試験（令和3年8月愛媛県告示第1009号）は、

廃止する。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1122号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、適性検査、口述試験及び身体検査 令和3年9月22日（水） 令和3年9月23日（木） 令和3年9月26日（日） 令和3年9月27日（月） 令和3年9月28日（火）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験及び適性検査（WEB試験） 令和3年9月18日（土）0時から令和3年9月21日（火）15時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域

○愛媛県告示第1123号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル = 2 - [ 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - イン  
 ドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 - メチルプタノアート及び

その塩類

- (2) 2 - (メチルアミノ) - 1 - (チオフェン - 2 - イル) プロ  
 パン - 1 - オン及びその塩類  
 (3) 2 - シクロヘキシル - 1 - フェニル - 2 - (ピロリジン - 1  
 - イル) エタン - 1 - オン及びその塩類  
 (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至

つたため。  
3 失効の日

令和3年9月4日

○愛媛県告示第1124号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式（第5条関係） 省略 代表者氏名 省略	別記様式 省略 代表者氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 省略

○愛媛県告示第1125号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年9月14日

愛媛県四国中央保健所長 岡 田 克 俊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社  
四国中央市三島紙屋町2番60号  
代表取締役社長 若林 頼房

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社三島工場  
四国中央市三島紙屋町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) CNF受入れフィルター（新設）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号ハ パルプ洗浄施設		
特定施設の能力	1日当たり8.64トン		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	-		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	間 欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	7.0
		最大	6.0～8.0

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	60
		最大	90
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	50
		最大	75
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	900
		最大	1,350
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1.0
		最大	2.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	70
		最大	105

(2) CNFアンモニア廃ガススクラバー（新設）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号ル 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能力	1時間当たり3,000立方メートル		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	-		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	間 欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	0.7
		最大	0.5～1.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	800
		最大	1,200

浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,500
窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 12,500 最大 18,750
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 4

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 5.8~8.0
------------	---------------	----------------------

化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 60.5 最大 100
浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 50
窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 281.450 最大 281.450

備考 この他に、生活排水口が3箇所、雨水排水口が148箇所ある。

○愛媛県告示第1126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1016番3から同町伊方越1688番2まで	旧	メートル 10.2~24.3	キロメートル 0.500	
			新	15.8~82.1	0.500	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年9月14日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
テレビ会議システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
テレビ会議システム 一式
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和4年3月1日から令和10年2月29日までの間
- (5) 納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務課施策推進係

〒790 8573  
 愛媛県松山市南堀端町2番地2  
 電話 (089)934 0110 内線(2614)

- (2) 入札書の受領期限  
 令和3年11月22日(月)午前10時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
 令和3年11月22日(月)午前10時00分  
 愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
 愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Video Teleconference System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 22, November, 2021
- (3) For further information, please contact: Policy Promotion Section, Police Administration Division, Police Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
 TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。  
 令和3年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
田中みき後援会	田中美紀	宮岡 壘美子	松山市西垣生町540-1	令和3年8月2日
山之内かなこ後援会	山之内 可奈子	山之内 浩 二	松山市勝山町二丁目12-3	令和3年8月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。  
 令和3年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党松山支部連合会	角田 敏 郎	会計責任者	岡 雄 也	松本 博 和	令和3年7月30日
自由民主党八幡浜支部	新宮 康 史	代表者	新宮 康 史	井上 和 浩	令和3年8月8日
		会計責任者	平家 恭 治	新宮 康 史	
自由民主党愛媛県石油販売業支部	丸木 良 文	会計責任者	野津手 祐 介	山内 章 正	令和3年8月30日

- 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
檜垣良太後援会	檜 垣 良 太	主たる事務所の所在地	松山市北藤原町8 - 3	松山市竹原三丁目8 - 1	令和3年4月1日
日本憲成会	栗 原 浩 二	会 計 責 任 者	栗 原 浩 二	和 田 正	令和3年7月15日
小田哲志後援会	長 田 昇 二	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 836 - 2	上浮穴郡久万高原町久万574 - 1	令和3年8月1日
山岡けんいち後援会	熊 谷 泰 輝	代 表 者	熊 谷 泰 輝	川 野 征 雄	令和3年8月6日
		会 計 責 任 者	渡 辺 真 理 姫	安 部 清 繁	
愛媛県石油政治連盟	丸 木 良 文	会 計 責 任 者	野津手 祐 介	山 内 章 正	令和3年8月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年9月14日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
泉栄会久保栄後援会	久 保 栄	令和3年3月1日
正岡かずひろ後援会	高 橋 恒 範	令和3年8月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
1～3 省略	1～3 省略																								
4 老人ホーム	4 老人ホーム																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームみどり苑</td> <td>喜多郡内子町立山 4740 - 1</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	指定年月日	省略			特別養護老人ホームみどり苑	喜多郡内子町立山 4740 - 1	省略	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームみどり苑</td> <td>喜多郡内子町立山 4740</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	指定年月日	省略			特別養護老人ホームみどり苑	喜多郡内子町立山 4740	省略	省略		
名称	所在地	指定年月日																							
省略																									
特別養護老人ホームみどり苑	喜多郡内子町立山 4740 - 1	省略																							
省略																									
名称	所在地	指定年月日																							
省略																									
特別養護老人ホームみどり苑	喜多郡内子町立山 4740	省略																							
省略																									
5～6 省略	5～6 省略																								

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第4号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和3年9月14日

愛媛県労働委員会  
会 長 村 田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授・大学院法学研究科長	35期 39～45期	令和3年9月6日
大 熊 伸 定	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～45期	〃

小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部・大学院人文社会科学研究所教授	42～45期	〃
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42～45期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～45期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 日本私鉄労働組合四国地方連合会執行委員長・愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～45期	〃
弓 立 浩 二	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	42～45期	〃
菅 勝 幸	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長・U A ゼンセン愛媛県支部長	43～45期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 J A M 四国書記長・J A M 四国愛媛地区協議会特別役員	38～41期 45期	〃
中 塚 広 之	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	45期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 (株)伊勢屋商店代表取締役社長	40～45期	〃
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 (有)大豊陸送代表取締役社長	43～45期	〃
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 (有)オルスン本田取締役	44～45期	〃
植 村 明 雄	愛媛県労働委員会委員 住友重機械工業(株)愛媛製造所新居浜工場工場長	45期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	45期	〃
吉 川 毅	愛媛県労働委員会事務局長		令和3年4月1日
加 野 賢 二	愛媛県労働委員会事務局次長		令和2年4月1日
谷 建一郎	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		令和3年4月1日